

国家戦略特区制度に関する 千葉県の取組

令和8年1月15日

千葉県総合企画部 政策企画課



千葉県が国家戦略特区を活用して目指す姿

チャンス

第二の開港と言うべき
成田空港の拡張

圏央道・北千葉道路など
道路ネットワークの整備



ポテンシャル

成田空港・柏の葉・
京葉臨海コンビナートなどの
特徴のある産業拠点
商・工・農林水産業などが
全国トップクラスで
バランスのとれた産業構造



規制改革を推進し、
民間投資を呼び込む
国際的ビジネス拠点の形成！

イノベーションの促進を通じた
国際競争力のある新事業創出！

千葉・幕張新都心エリア

- ・近未来技術の活用に関する実証
- ・国際ビジネス拠点への企業誘致



- ・千葉市
- ・ちばドローン実証ワンストップセンター
- ・ドローン宅配等分科会・技術検討会
- ・幕張新都心モビリティコンソーシアム 等

主な
推進主体

北千葉道路沿線エリア

- ・都心、成田空港、柏の葉等との近接性を生かした産業・地域づくりの推進
- ・鉄道ネットワークの結節点等における企業誘致

京葉臨海エリア

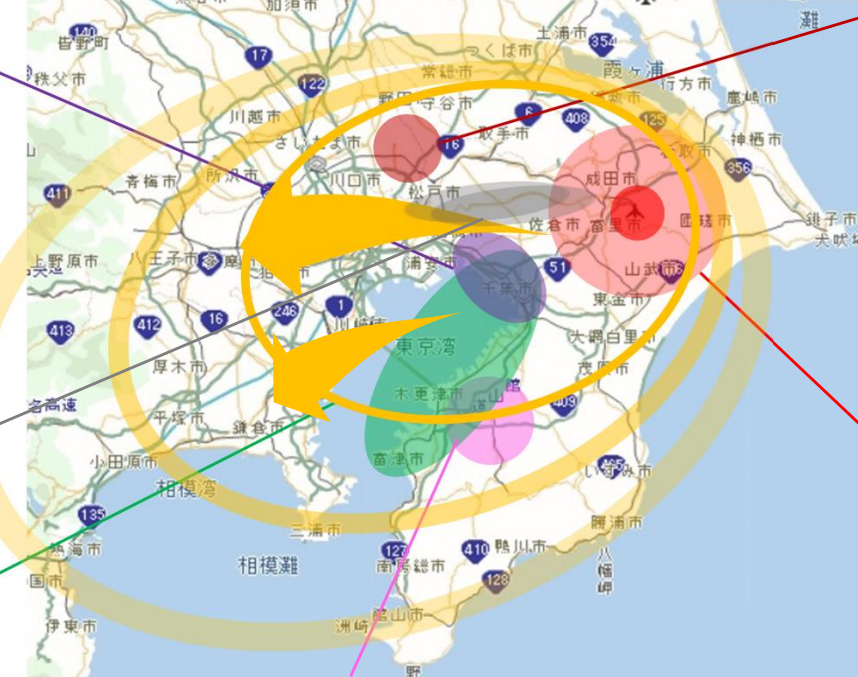
- ・日本最大のコンビナートにおけるカーボンニュートラル化を通じた国際競争力強化
- ・千葉港・木更津港におけるカーボンニュートラル推進



- ・京葉臨海コンビナートカーボンニュートラル推進協議会
- ・港湾脱炭素化推進協議会

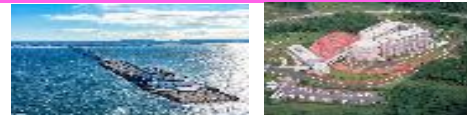
主な
推進主体

本県のポテンシャルを秘めた主な産業拠点



アクアライン着岸地・かずさアカデミアパーク周辺エリア

- ・アクアライン着岸地周辺における企業誘致
- ・かずさDNA研究所・バイオ関連企業の立地を生かしたイノベーション促進



主な
推進主体

- ・かずさDNA研究所・NITE
- ・かずさアカデミアパーク立地企業

柏の葉エリア

- ・ライフサイエンス（創薬・医療機器等）におけるイノベーションの促進
- ・研究開発拠点やスタートアップ企業の誘致



- ・柏の葉ライフサイエンス協議会
- ・UDCK
- ・立地する大学・研究機関・企業等

主な
推進主体

成田空港周辺エリア

- ・国際航空物流機能の強化
- ・空港の特徴や強みを生かせる産業（精密機器・健康医療・航空宇宙・農業・観光）の拠点形成に向けた取組



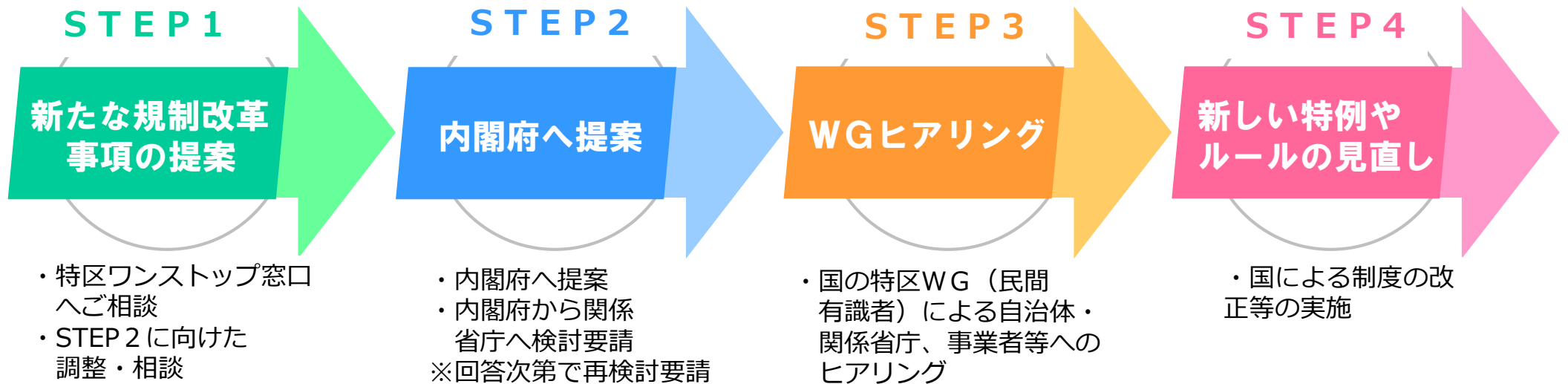
- ・成田市
- ・成田空港に関する四者協議会
- ・NRTエリアデザインセンター(R7.4~)
- ・成田空港活用協議会 等

主な
推進主体

国家戦略特区を活用するには

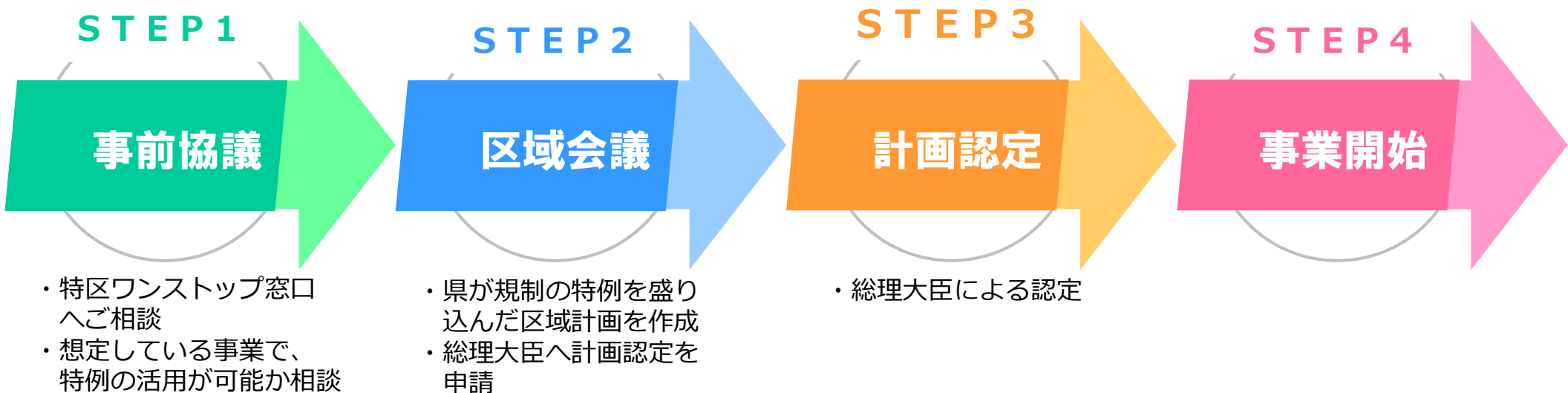
①規制緩和の特例を「つくる」

◆新たなビジネスを実現するうえで、障壁となっているルールがある場合、**新たな特例を提案**できます。



②規制緩和の特例を「つかう」

◆自治体や事業者等が利用したい**規制改革メニュー**を選んで活用することが可能です。



千葉県の特区活用事例① 規制緩和の特例をつくる事例 (R6提案)

航空物流外国人材活用事業 (特定技能所属機関の基準に係る航空分野告示の特例) 令和7年9月認定

- ☑航空物流業界では、**航空貨物に係る荷役業務等において慢性的な人手不足が発生**しており、人材確保が喫緊の課題。
- ☑とりわけ、**日本最大の貿易港である成田空港においては顕著な状況**にあり、今後、滑走路の新設をはじめとした更なる機能強化により、**貨物取扱量は200万tから300万tへの増加**が見込まれることから、外国人材の活用を含め、人材確保に向けた早急な取組が必要。

規制緩和前

空港敷地外で航空物流に係る貨物を取り扱う事業者は、**特定技能外国人を受け入れることができない。**

規制緩和後

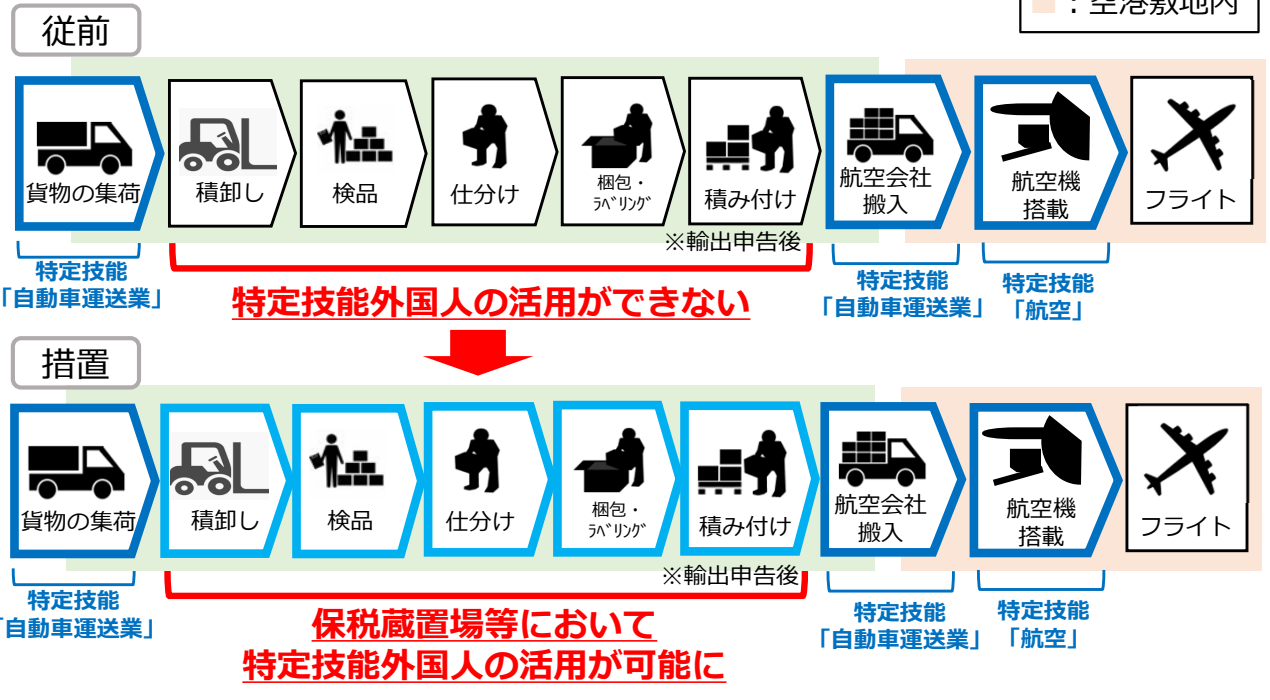
空港敷地外の保税蔵置場等において、空港敷地内と同様に、**国際航空物流拠点に係る貨物取扱業務を行う事業者が、特定技能外国人を受け入れることを可能とする。**

※保税蔵置場
輸入手続前の貨物や輸出手続後の貨物の積卸し、蔵置ができる場所。

事業概要

【航空貨物を輸出する場合の例】

■ : 空港敷地外
■ : 空港敷地内



効果

物流に係る人材不足が深刻化している成田空港やその周辺における**貨物取扱事業者の人材確保に寄与し、成田空港の国際航空物流機能を強化!**

活用実績

活用事業者数 : 1社

令和7年12月時点

成田市場の更なる活用に向けた成田空港におけるEU向け衛生証明書の発行 令和6年12月措置

- ☑国は2030年までに農林水産物・食品の輸出額5兆円（うち、水産物1.2兆円）の達成を目標としているところであるが、現状、これらの航空貨物のうち、約3割を占めているのが成田空港であり、首都圏における航空輸出の拠点となっている。
- ☑しかしながら、EU向け水産物の輸出手続にあたり、関東農政局(さいたま市)で発行される衛生証明書（署名・押印有）を受領・添付する必要があり輸出ビジネスの障壁となっている。

提案前

輸出証明書は、EU向け水産物の輸出手続について、紙で発行された衛生証明書の原本（押印・署名あり）の添付が必要※。輸出事業者が成田市場で通関等を済ませた後に、関東農政局(さいたま市)で発行される衛生証明書を受領する必要があり、通常の輸出より1日程度遅れるなど、輸出ビジネスの障壁となっている。

水産物の集荷 (成田市場) 通関等の手続 (成田市場)

EU向け衛生証明書の発行 (関東農政局/さいたま市)

(成田市場) 通常の輸出より1日程度の遅れ

措置後

EU向け水産物の輸出手続のワンストップ化・迅速化を図るため、**成田空港でのEU向け衛生証明書発行が可能に**

水産物の集荷 (成田市場) 通関等の手続 (成田市場)

EU向け衛生証明書の発行 (成田空港)

EU向け水産物の輸出手続ワンストップ化が実現!

※R6.11に成田市場内事業者がEUHACCPの施設認定を取得

効果

EU向け水産物の輸出手続を成田空港周辺でワンストップで行うことができ、鮮度の高い状態で輸出が可能に。成田市場の付加価値（輸出利便性）が上がり、EUへの輸出量の増加が期待される。

医師臨床研修*における基礎研究医プログラムの要件緩和

* 医師免許取得後、医師法に基づいて2年間行われる法定研修

生産年齢人口の減少と医療需要の増加が見込まれる中、効果的・効率的な医療の提供や我が国の医療関連産業振興の観点から、医療現場の業務効率化や医療の質の向上に資する技術開発や医工連携、人工知能（AI）医学、データサイエンス等に通じた医師の養成・確保の重要性が増している。

提案

臨床研修と基礎医学を両立させるための「基礎研究医プログラム」において、基礎医学系の教室として、AI医学等の教室や、工学部、データサイエンスに関する研究機関等の医学部以外の研究部門も認められるよう要件の緩和を提案

プログラム概要

基礎研究医プログラム：
解剖学、生理学などの基礎医学研究に関心のある医師を対象に、臨床研修と基礎研究を両立するための基礎研究医育成・研修プログラム



明確化

基礎医学に関する研究を実施するのであれば、解剖学、生理学など基礎医学分野名を標榜した教室に限らず、**人工知能（AI）医学やデータサイエンス、医工連携に関する教室等も含まれる。**

効果

- 臨床経験を有し、かつ、AI医学等についての知見をも兼ね備えた若手医師の養成が可能に
- AIを活用した最先端の基礎医学振興のけん引役が養成・確保されることで、ひいては医療の質の向上にも資する

国家戦略特区制度で活用できる主な規制の特例措置

- ◆千葉県が国家戦略特区に指定されたことにより、既に他の国家戦略特別区域で認められた、様々な分野での規制の特例措置（62項目(令和7年12月時点)）を活用することが可能となる。

主な規制の特例措置

都市再生

- **都市計画手続きの迅速化・容積率の緩和**
→都市計画法、都市再開発法等に定める手続きのワンストップ化
区域計画で定めた範囲内で、住宅の容積率を緩和
- **工場新增設のための工場立地法（緑地面積率）の特例**
→国が定める緑化面積等の基準を市町村条例の制定により緩和

保育・教育

- **小規模認可保育所（対象年齢の拡大）【一部全国措置化】**
→原則0～2歳が対象となっている対象年齢を3歳以上に拡大
- **公立学校運営の民間開放（公設民営学校設置）**
→教育委員会の一定の関与の下、非営利法人へ学校運営を委託

外国人材

- **外国人家事支援人材の受入解禁**
→家事支援サービス企業に雇用される外国人の入国・在留が可能に

農業・林業

- **農地の権利移転許可事務の移管**
→農業委員会から市町村へ許可事務を移管し、事務処理期間を短縮

医療

- **病床の新設・増床の容認**
→病床過剰地域においても、最先端医療を提供する医療機関に対して必要な病床の増床（開設含む）が可能に

創業

- **会社設立に係る行政手続きの英語対応**

国家戦略特区制度で実現した規制の特例措置全体（国家戦略特区HP）
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/menu.html>

千葉県の特區活用事例④ 規制緩和の特例をつかう事例

家事支援外国人受入事業 令和7年9月認定

- ☑本格的な人口減少社会の到来に伴い、様々な分野での人手不足や、地域経済の縮小などに対し、将来にわたり地域の活力を維持していくための取組が求められており、さらに、持続可能な世界を実現するための普遍的な国際目標であるSDGsの実現に向け、民間企業や県民とも連携・協働した取組が必要。
- ☑そのため、**外国人家事支援人材による家事支援サービスの提供により、ビジネスを支える生活環境の向上、家事負担の軽減による多様な人材の活躍を推進**していく必要がある。

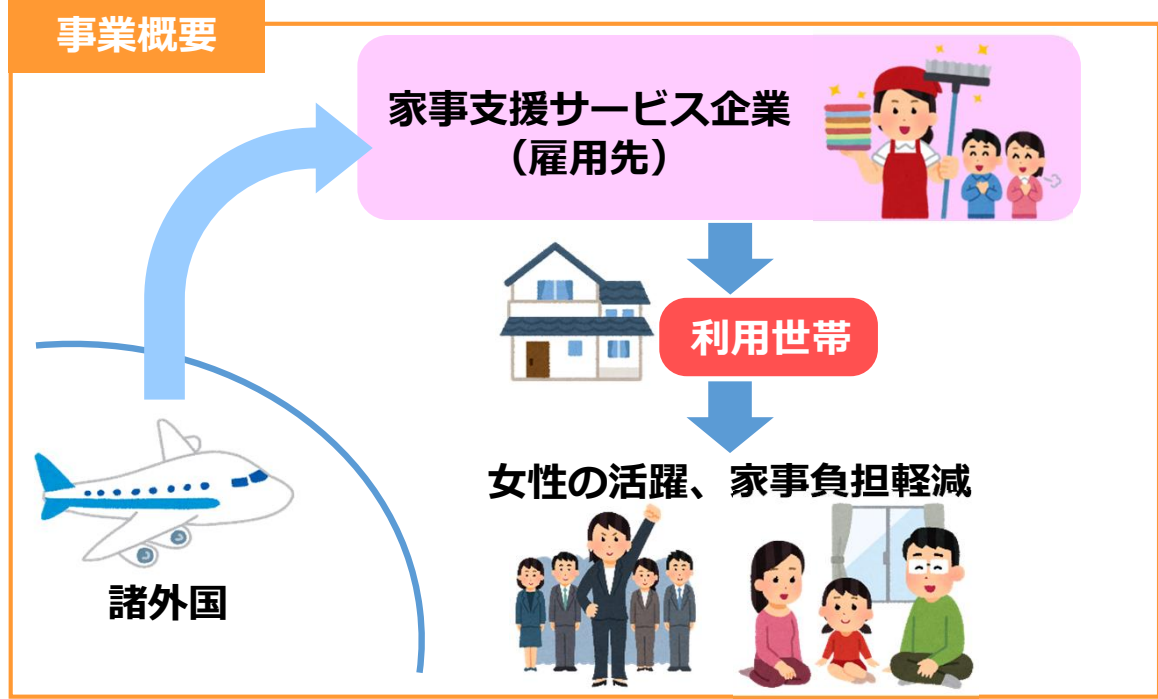
規制緩和前

家事支援活動を行う外国人は、**外交官や高度外国人材などが雇用する場合しか、入国・在留が認められない。**

規制緩和後

第三者管理協議会※による管理の下、**家事支援サービス企業に雇用される外国人の入国・在留が可能に**

※千葉県第三者管理協議会
【構成員】内閣府地方創生推進事務局、東京入国管理局、千葉労働局、関東経済産業局、千葉県（事務局）



効果

- 家事支援サービスの活用による家事負担の軽減に伴い、
- ① 利用者が働き方の制約から解放され仕事の時間を確保しやすくなり、**企業にとっても人手不足の解消に寄与**するほか、
 - ② 「**精神的な余裕**」、「**プライベートの時間の確保**」、「**パートナーとの良好な関係**」といった**個人のウェルビーイングの向上にも繋がる。**

都心居住促進のための 容積率・用途等土地利用規制の見直し

東京圏
初認定：平成26年12月19日

- (国家戦略民間都市再生事業 他5件)
- (国家戦略特別区域法 第20条、第21条～第25条)

規制改革の内容

特例措置前

許認可等ごとに手続きが法定されており、関係行政機関等との調整が必要

特例措置

区域計画の認定をもって、事業に係る許認可等がなされたものとみなす

- ・国家戦略土地区画整理事業
- ・国家戦略都市計画建築物等整備事業
- ・国家戦略開発事業
- ・国家戦略都市計画施設整備事業
- ・国家戦略市街地再開発事業
- ・国家戦略民間都市再生事業

効果

居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設の立地を促進

規制改革の概要

都市計画法等に定める手続きのワンストップ化

- 関係者の協議・調整→意思決定が**長期化**

都市計画の決定又は変更 (都市計画法)	開発許可、都市計画事業の認可 (都市計画法)
土地区画整理事業の認可 (土地区画整理法)	市街地再開発事業の認可 (都市再開発法)
民間都市再生事業計画の認定 (都市再生特別措置法)	

- 区域会議で一同に協議→意思決定を**迅速化**



世界と戦える国際都市形成に必要なコンベンション施設、オフィスビル等の立地を促進

認定一例：
国家戦略民間都市再生事業
【東京圏】日比谷地区



第2回東京圏国家戦略特別区域会議
資料4 東京都提出資料より

工場新增設促進のための関連法令の規制緩和 (国家戦略特別区域工場等新增設促進事業)

東京圏 初認定：令和4年3月10日
 関西圏 初認定：令和4年3月10日
 愛知県 初認定：令和5年6月28日
 広島県・今治市 初認定：令和5年6月28日

● (国家戦略特別区域法 第20条の2)

規制改革の内容

特例措置前

工場新增設の際に確保すべき緑地面積等については、国が基準（準則）を定め、市町村は国が定めた基準の範囲内で基準を設定

特例措置

区域計画の認定があった場合、市町村の条例の制定により、工場敷地の緑地面積率等の基準の緩和を可能とする

効果

工場新增設等の投資を促進し、国内の生産拠点の整備促進及び物流機能を強化

規制改革の概要

● 工場立地法等の特例の創設

周辺環境との調和の確保を図りつつ、地域の判断で緑地面積率等の基準を緩和することを可能に

緑地面積率規制の仕組み



緑地面積率規制の特例活用イメージ

	用途地域		
	工業専用・工場地域	準工業地域	その他の用途地域
国準則	20%以上		
市町村準則	10%以上	15%以上	20%以上
特例(活用例)	3%以上	5%以上	10%以上

※赤枠内は特例措置に基づき特区自治体が個別に定めることができる（下限1%）

国内の生産拠点の整備を促進
物流機能を強化



小規模認可保育所における対象年齢の拡大

(国家戦略特別区域法 第12条の4 等)

規制改革の内容

特例措置前

- ・「小規模保育事業」は0～2歳の待機児童解消を目的として創設されたため、対象年齢を原則0～2歳に限定し、市町村が認めた場合には3～5歳を保育できる。



特例措置

- ・待機児童の多い国家戦略特区内において、対象年齢の原則を撤廃し、0～5歳や3～5歳を対象とする小規模保育事業を認める。
※令和5年5月より、0～2歳の保育を行う小規模認可保育所における3歳以上の受入れについては市町村が柔軟に判断できることとしたことにより全国で可能に【一部全国展開】。
なお、3歳以上のみの保育は引き続き特例措置として存置。



効果

- ・こどもの保育の選択肢を拡大することが期待される。

規制改革の概要

存置する特例措置(3歳以上のみの保育)

【小規模認可保育所の対象年齢】
原則 0～2歳



特例措置(対象年齢の原則を撤廃)



【特例措置後の対象年齢】
3～5歳



<活用場面の例>

- 小規模認可保育所(0～2歳)の連携施設
- 幼児数の少ない地域での保育

公立学校運営の民間への開放 (公設民営学校の設置)

愛知県 認定：平成27年11月27日
関西圏 認定：平成29年12月15日

● (国家戦略特別区域法 第12条の3)

規制改革の内容

特例措置前

公立学校の管理を第三者に行わせることはできない。

特例措置

教育委員会の一定の関与の下、都道府県等が指定する非営利の法人（学校法人、一般社団法人等）に公立学校の管理を行わせることができる。

効果

産業人材・グローバル人材の育成等の促進

規制改革の概要

● 愛知県立 愛知総合工科高等学校専攻科

- ・ 2016年4月に名古屋市で開校、2017年4月から専攻科の管理を非営利の法人に委託
- ・ 2年制課程（1学年定員40名）
- ・ 指定管理法人は、学校法人・名城大学
- ・ **将来のモノづくりのリーダーとなる産業人材を育成**
- ・ **責任者や教員に、有為な民間人を登用**（60名以上の実務家教員から学びを得る機会の提供）
- ・ 修了生の大部分は、**製造業など我が国の経済活動の中核を担う企業に、即戦力として就職**
- ・ 在学中に、技能五輪全国大会金賞受賞、各種技能検定合格など多数の実績



運営組織

校長

本科

公設公営で運営

責任者
(民間人を登用)

専攻科

公設民営で運営

● 大阪府立 水都国際中学校・高等学校

- ・ 2019年4月に大阪市で開校（併設型中高一貫校）
- ・ 指定管理法人は、学校法人・大阪YMCA
- ・ **国際社会でリーダーシップを発揮し活躍するとともに、将来の大阪の経済成長を牽引する人材を育成**
- ・ **副校長等に外国人教員を配置**（全教員のうち約3割が外国人教員）
- ・ 2020年から、**高校2～3年生を対象に、国際バカロレアコースを開始**し、国際的に通用する大学入学資格（IB資格）が取得可能に
- ・ **海外大学現役合格実績は、2022年度・7名、2023年度・13名、2024年度・32名**



運営組織

校長

副校長等
(外国人を登用)

公設民営で運営

農業委員会と市町村の事務分担

養父市 初認定：平成26年9月9日
新潟市 初認定：平成26年12月19日
愛知県 初認定：平成27年9月9日

●（国家戦略特別区域法 第19条）

規制改革の内容

特例措置前

農地の権利移転に関する許可事務については農業委員会に制限され、処理に時間を要している

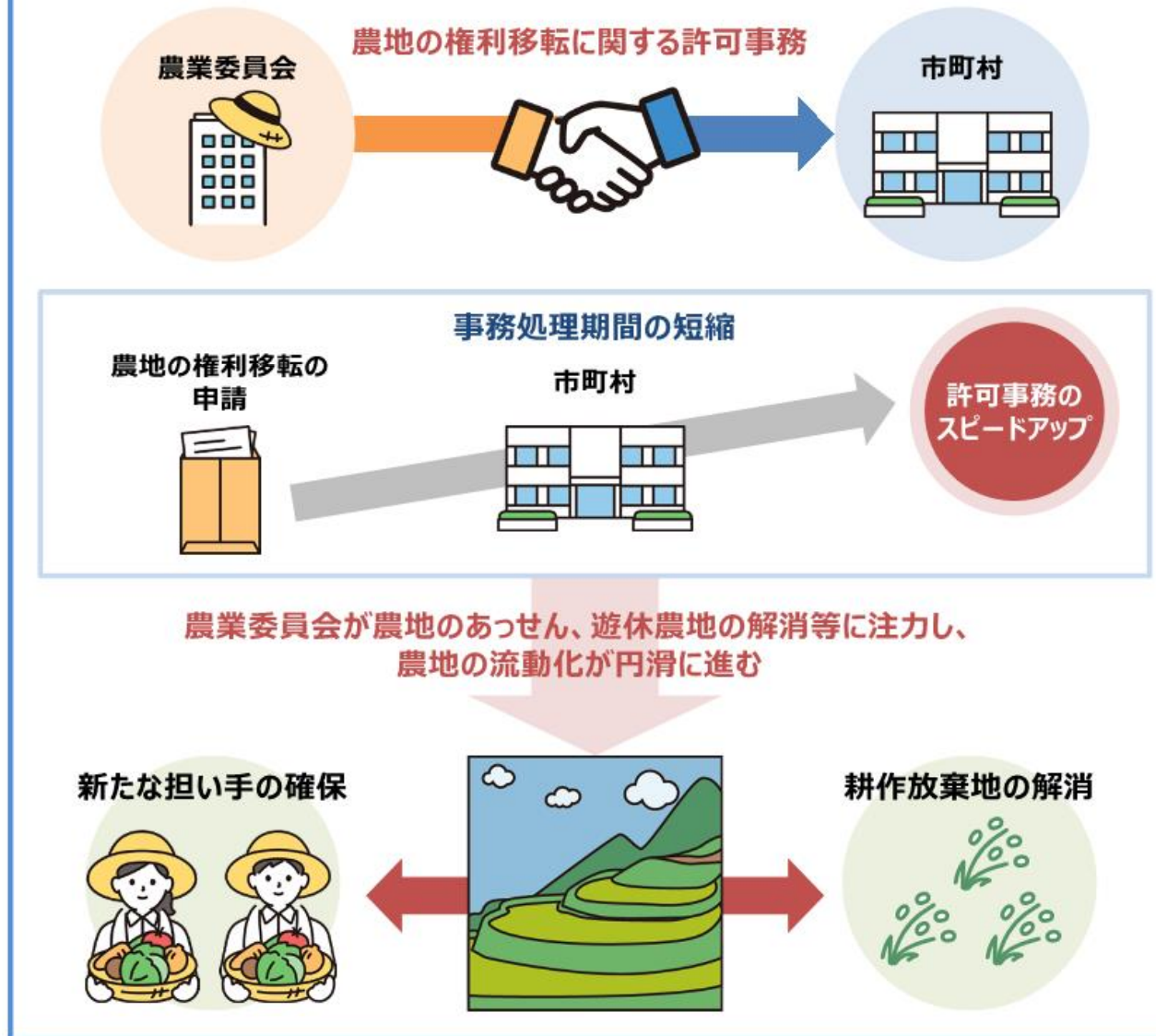
特例措置

市町村と農業委員会の合意に基づき、農地の権利移転に関する許可事務を市町村に移管

効果

- ・ 地域の農地の流動化が円滑に進展
- ・ 農地の権利移転に関する事務処理期間が大幅に短縮

規制改革の概要



病床規制の特例による病床の新設・増床の容認 (国家戦略特別区域高度医療提供事業)

関西圏 初認定：平成26年9月30日
東京圏 初認定：平成26年12月19日
福岡市・北九州市 初認定：平成27年6月29日
沖縄県 初認定：平成28年4月13日

● (国家戦略特別区域法 第14条)

規制改革の内容

特例措置前

病床過剰地域※では、公的医療機関等の開設・増床は原則禁止

※都道府県の定める各医療圏において、既存病床数が都道府県医療計画における基準病床数を超える地域

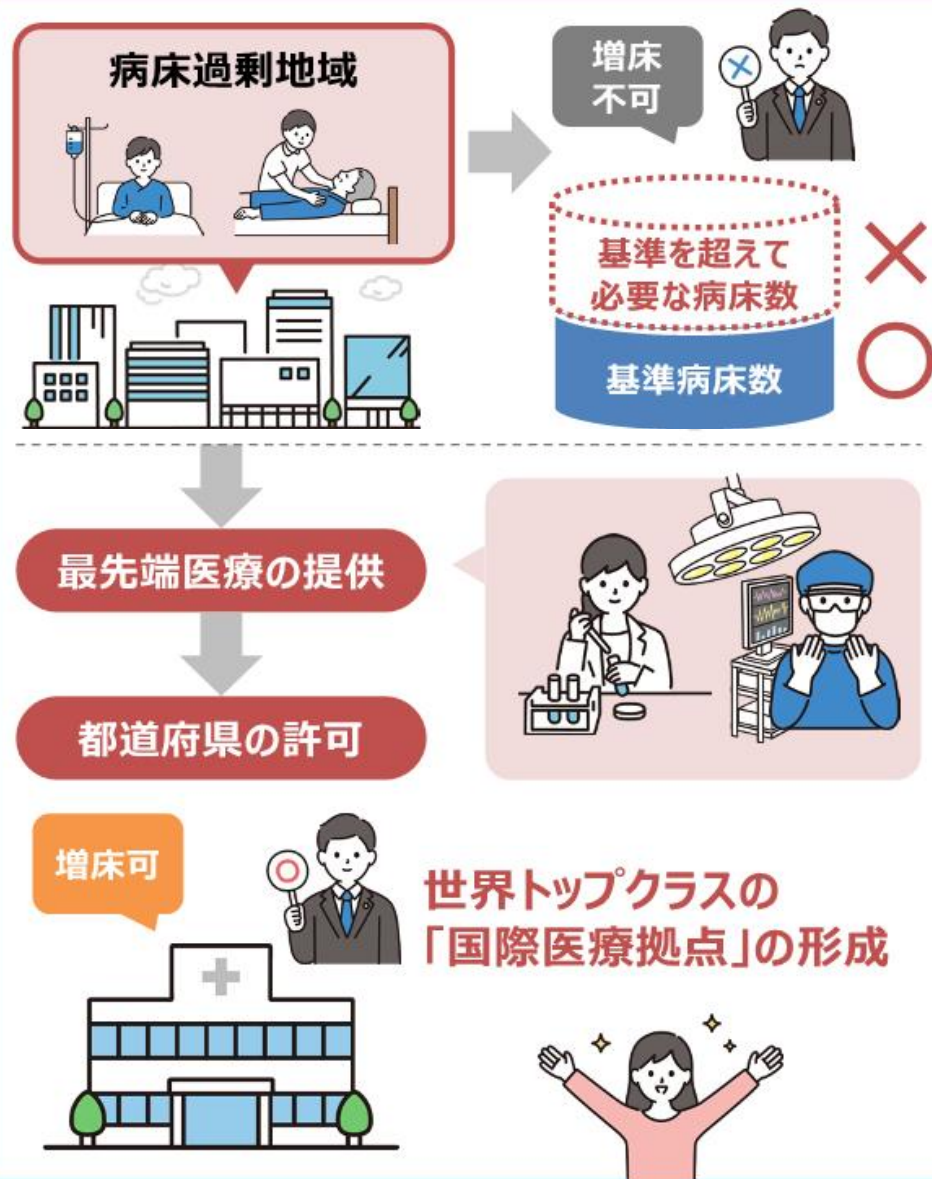
特例措置

都道府県は、病床過剰地域においても、最先端医療を提供する医療機関に対して必要な病床の増床（開設含む）を許可

効果

最先端医療の提供による世界トップクラスの「国際医療拠点」の形成

規制改革の概要



会社設立に係る行政手続の英語対応 (法務省関係)

東京都、大阪府（大阪市）
福岡市、北海道（札幌市）

● (令和6年11月25日 国家戦略特別区域における会社の設立登記手続の英語対応について (通知))

規制改革の概要

措置前

会社設立登記手続

登記事項の公示は、日本における取引の安全に資するなどの目的から、日本語で公示されることが前提となっており、会社設立の登記の申請書やその添付書面※は、日本語での作成が必要。
※本国官憲等が発行するものを除く。

定款認証手続

定款に記載を要する事項（会社の事業目的、本店所在地等）は、その多くが登記すべき事項のため、登記事項と同様に、定款認証の対象となる定款についても、日本語での作成が前提。

措置後

特区自治体と連携して、簡易な形態の会社を対象として英語による入力・選択で会社設立の登記の申請書や定款等の添付書面を作成できるツールを活用することにより、英語を用いる申請人（申請予定者）への支援を行う。

効果

海外企業の新規参入を促進！

規制改革の内容

① 申請書等作成支援ツールの提供

法務省が申請書等作成支援ツール※を特区自治体へ提供し、英語を用いる申請人は特区自治体HP等からツールを入手

※英語で入力・選択後に日本語に自動的に変換されるツール



② ツールによる申請書等の作成



③ 定款認証

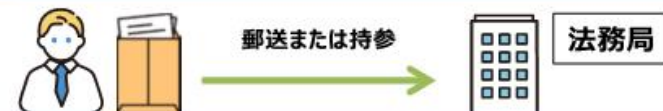
- 定款等を公証役場※に提出
- 公証役場における公証人による面前審査

※国家戦略特別区域法第12条の2の特例措置を活用する自治体においては、区域計画で定められた場所（開業ワンストップセンター）において定款の認証が可能



④ 登記申請書等の提出

申請書等を法務局に提出



外国人を含めた起業・開業促進のための 各種申請ワンストップセンターの設置

東京都 認定：平成27年3月19日
 福岡市 認定：平成31年4月17日
 北九州市 認定：令和2年3月18日
 愛知県 認定：令和2年3月18日
 仙台市 認定：令和3年3月25日

つくば市 認定：令和5年3月24日
 沖縄県 認定：令和5年6月28日
 加賀市 認定：令和5年10月20日
 仙北市 認定：令和6年10月23日

● (特区法 第36条の2)

規制改革の内容

特例措置前

起業時に必要となる各種申請は、関係機関ごとに
 手続が必要であり、所在地も異なるため、手間と
 時間がかかる

特例措置

起業時に必要な各種申請（定款認証、登記、
 税務等）に関係する窓口を一か所に集約し、各種
 手続きの相談・対応支援を総合的に行うワンストップ
 センターを設置可能に

効果

- ・ 起業手続の負担の軽減
- ・ 外国人を含めた起業・開業の促進

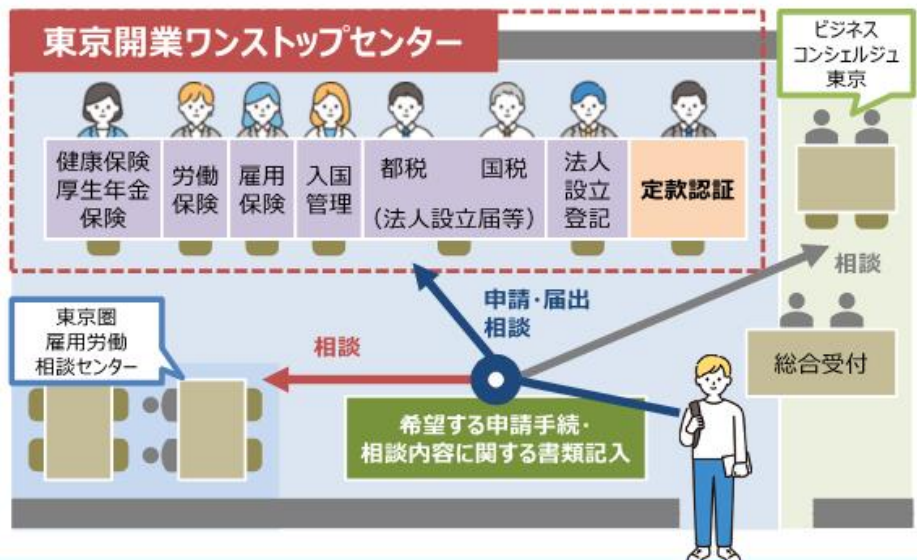
規制改革の概要

● 起業に係る手続の関係機関



開業に係る手続のワンストップ化（東京圏の例）

● 日本貿易振興機構（ジェトロ）本部7階（アーク森ビル）



- 「国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業実施要綱」
令和5年10月6日 内閣府・出入国在留管理庁決定（令和6年9月27日改定）

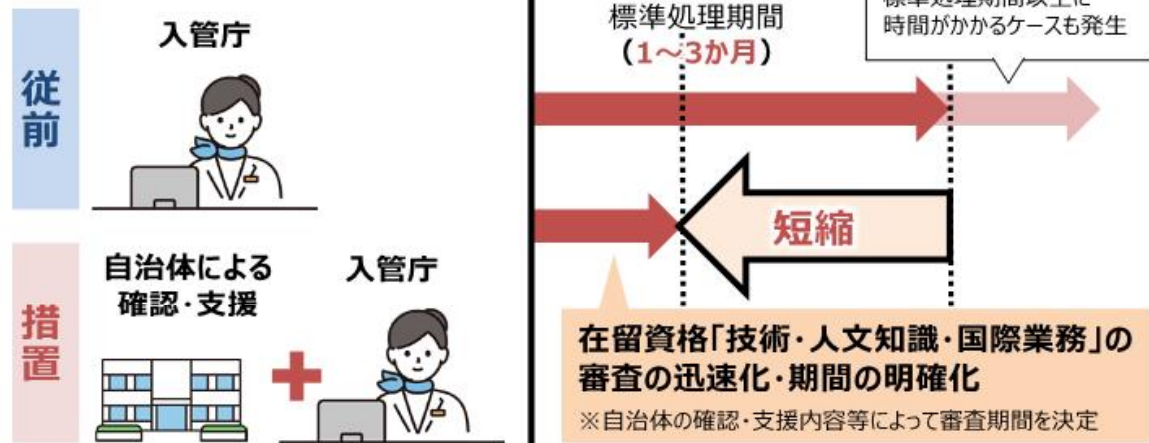
国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業（エンジニアビザ）の概要

外国人エンジニアの在留資格審査期間について、雇用先企業が中小企業やスタートアップの場合、長期化することもあり、入国時期が予見できず、企業が人材を計画的に採用することに困難が生じている。

特例措置

自治体による雇用先企業の経営状況の確認等を要件に、在留資格「技術・人文知識・国際業務」で入国する外国人について、認定証明書交付申請の審査の迅速化及び期間の明確化を図る。

● 在留資格認定証明書交付申請審査期間



改正の内容

人手不足が深刻となっている半導体関連産業分野の外国人の受入れを円滑に行うため、**エンジニアビザの対象業種に半導体関連産業を追加**

従来の対象分野

IT関連産業

- ・ 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- ・ 情報通信機械器具製造業 等



追加する産業分野

半導体関連産業

- ・ 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
- ・ 電子応用装置製造業
- ・ 機械設計業
- ・ 労働者派遣業（通訳業務従事者） 等

5 ホテルにおけるデジタル技術の導入(提案実現の報告)

発表

福岡市提案が全国措置として**実現**

▶ デジタル技術の活用に向けた規制緩和

- これまで、ホテルの客室には、原則として**固定電話**の設置が求められる。



清掃や修理が大変…
電話機の更新も必要だ…

ホテル経営者

- 新たに、**宿泊客のスマートフォンを活用したシステムを客室電話として使用可能に!**

※イメージ

自分のスマホだから
衛生面も安心!



宿泊客



スマートフォンで
二次元コードを読み込み使用



ホテル経営者

【事業者の声】

ホテルのメンテナンスに係る
負担軽減につながりました!

1 建設現場のDX推進に向けた規制緩和

新規提案

検査業務の効率化と生産性向上に向けた規制緩和を提案！

- 現状**
- ビル等の建築にあたっては、**鉄筋が設計どおりに配置されているか、検査・記録**しなければならない。
 - 現在、スタートアップにより、3DセンサとAIを活用した**自動検査システムの開発**が進められている。

- 課題**
- しかし、現行制度では、**手作業による計測**が求められており、現場の大きな負担となっている。

▼現在の検査・記録の仕組み



▼新たな検査システム

スキャンだけで瞬時に3Dモデル生成！
鉄筋の位置や間隔を自動でチェック！



そこで

- 提案** 鉄筋の検査において、3Dスキャンで取得した**デジタルデータを用いた検査を認める**こととする。

(建築基準法等の緩和)

2 カーボンニュートラルの実現に向けた規制緩和

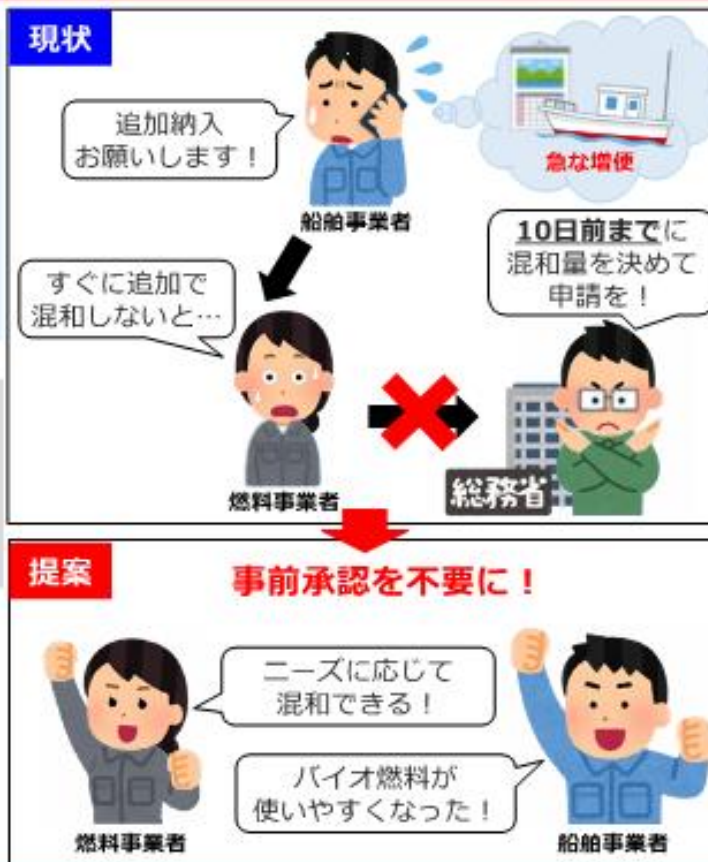
新規提案

船舶におけるバイオ燃料の活用を促進するため、規制緩和を提案！

現状 ○ 軽油にバイオ燃料を混和する場合、法律上、都道府県からの**事前承認**を**混和する毎**に得ることが求められている。

課題 ○ 突発的な需要や変動するニーズに応じて、**迅速に混和することができない**。

そこで



提案 一定の要件を満たす場合に限り、**事前承認を不要**とする。

(地方税法等の緩和)

国家戦略特区支援利子補給金

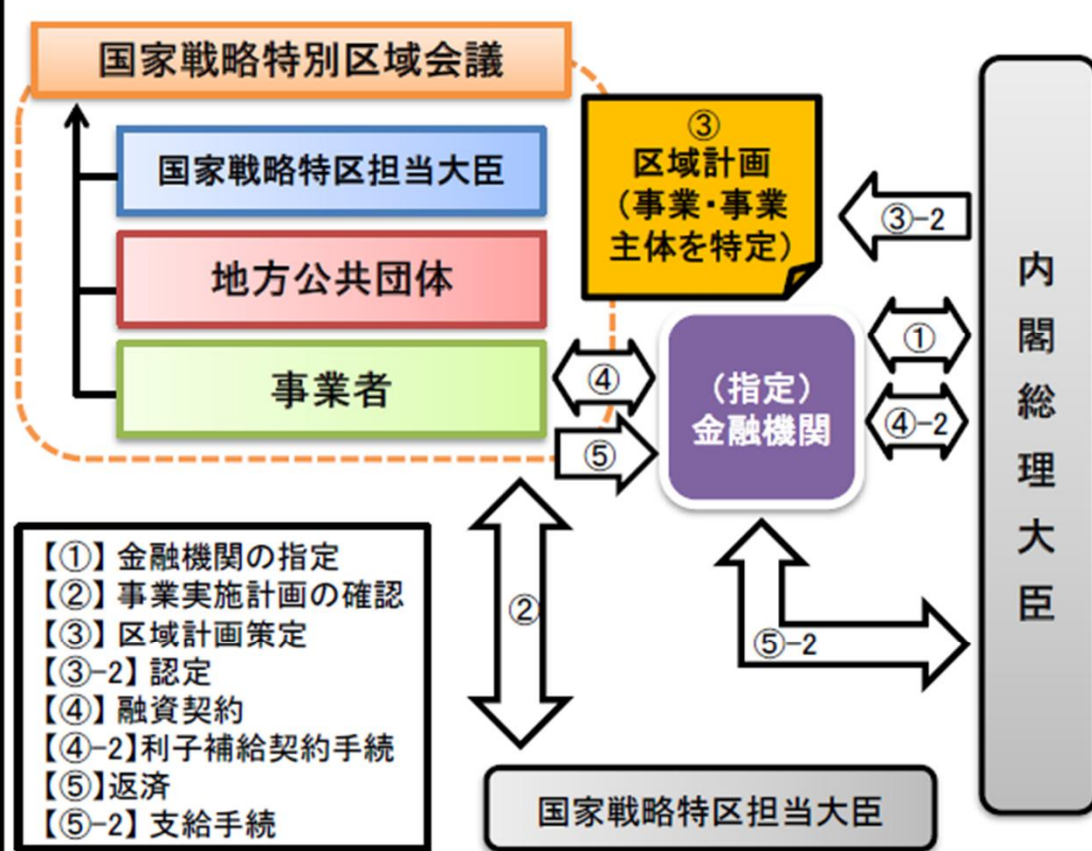
目的・事業概要

○目的：国家戦略特別区域法に基づく金融支援として、利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援するものです。

○概要：内閣総理大臣の認定を受けた国家戦略特別区域計画において、国家戦略特区支援利子補給金を受けて特定事業※を行うこととされている事業者が、国が指定した金融機関（以下「指定金融機関」という。）から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で最大0.7%の利子補給金を支給します。利子補給の支給期間は、指定金融機関が事業者へ最初に貸付けた日から起算して5年間です。

※ 産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成等に資する事業。

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

○利子補給金の支給対象となる金融機関から事業者への融資（金融面での支援）を通じ、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成が期待されます。

1 設備投資促進税制

特区内で設備投資を行う企業を税制支援。(特別償却又は税額控除)

対象	国家戦略特区の規制の特例措置の適用を受ける事業又は利子補給金の対象となる指定金融機関から貸付を受ける事業 「医療」、「国際」分野の特定事業を行うものに限る。
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> 機械・装置（取得価額：2千万円以上） 開発研究用器具・備品（取得価額：1千万円以上） 建物・附属設備・構築物（取得価額：1億円以上）
特別償却率	取得価額の45%（建物等23%）
税額控除率	取得価額の14%（建物等7%）

2 所得控除

特区内で創業した企業を、創業から5年間税制支援。(所得金額の18%)

対象	<p>国家戦略特区の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業、「医療」、「一定のIoT等^(※)」に関する事業及び新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業</p> <p><small>※一定のIoT等：インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発又はその成果を活用した一定の事業</small></p>
設立時期	設立の日（特区指定後の設立）から5年未満
事業概要	「専ら」上記の対象事業を営むこと
区域要件	<p>特区内に本店又は主たる事務所を有すること</p> <p>特区外の事業所の従業員合計が法人の常勤従業員数の20%以下等</p>

3 エンジェル税制

特区内のベンチャー企業への個人出資を税制支援。

対象企業		主な要件	一定の雇用増加とは、投資契約時点で設立時以上、かつ前事業年度末より2人以上（商業・サービス業は1名以上）増加
中小企業	農業・医療・バイオ分野	<ul style="list-style-type: none"> ● 設立後5年未満 ● 売上高営業利益率2%以下 	
小規模企業	全分野対象 従業員概ね20人以下 商業・サービス業は5人以下	<ul style="list-style-type: none"> ● 設立後3年未満 ● 売上高営業利益率2%以下 	
		<ul style="list-style-type: none"> ● 一定の雇用増加 ● 特区外の事業所の従業員合計が法人の常勤従業員数の20%以下 	

指定会社から発行される株式を払込みにより取得した個人に対して、取得金額（8百万円限度）と、総所得金額等の40%相当額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額を控除。

4 再開発事業への土地供給者に対する軽減税率等

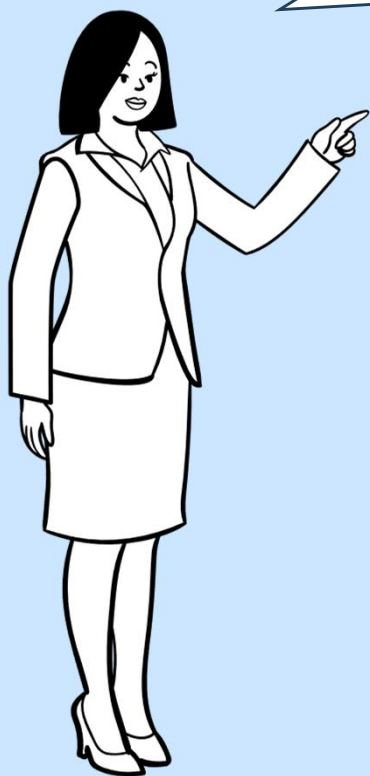
特定事業の用に供するため土地等を譲渡した場合、税制支援。

対象	国家戦略特区内で、一定の規制の特例措置の適用を受け、高度な医療や国際分野に関する一定の公益的施設の整備、又は専ら公益的施設に供する建築物の整備を、500㎡以上の面積の土地に実施する者に対し土地を譲渡する者
所得税	長期譲渡所得15%⇒10%
個人住民税	5%⇒4%
法人税	法人重課（譲渡益の5%）の適用除外

5 国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置

国家戦略特区法第25条に規定する国家戦略民間都市再生事業を定めた区域計画が認定されると、都市再生特別措置法第21条第1項の民間都市再生事業計画の認定があったとみなして、税制支援。

所得税 法人税	5年間25%（50%）割増償却
登録免許税	0.4%⇒0.35%（0.2%） ※（）内は、特定都市再生緊急整備地域内の場合
不動産取得税	都道府県条例で定める割合を課税標準から控除
固定資産税 都市計画税	市町村条例で定める割合を課税標準から控除



新たなビジネスをするうえで、障壁となっているルールなどはありませんか？

千葉県では、事業者の皆様が抱えるビジネスのしづらさを解消し、新しいことにチャレンジできる環境づくりに取り組んでいます。

挑戦する事業者を制度面で全力でサポートしますので、お気軽にご相談ください。

規制緩和・国家戦略特区に関するワンストップ窓口
(千葉県 総合企画部 政策企画課 国家戦略特区室)

☎ 043-223-2216

✉ tokku-onestop@mz.pref.Chiba.lg.jp

